付議案第15号

福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会 教育長 石橋 正信

理由

本件は、就学援助の援助費の支給と同趣旨の公的給付について、併給調整を行うため、 福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する必要があるので、福岡市教育委員会事 務委任規則(昭和40年福岡市教育委員会規則第11号)第2条第1項第2号の規定により、 教育委員会会議に付議するもの。

福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則

福岡市児童生徒等就学援助規則(平成19年福岡市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「としてこれ」を「その他次に掲げる費用」に改め、「相当する」の次に「費用として教育長が定めるものの」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡市児童生徒等就学援助規則第5条の規定は、この規則 の施行の日以後の申請に係る援助について適用し、同日前の申請に係る援助について は、なお従前の例による。

福岡市児童生徒等就学援助規則(平成19年福岡市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(援助の費用)	(援助の費用)	
第5条 援助は、次に掲げる費用の範囲内において 行う。ただし、生活保護法第13条の規定による教 育扶助 <u>としてこれ</u> に相当する	第5条 援助は、次に掲げる費用の範囲内において 行う。ただし、生活保護法第13条の規定による教 育扶助 <u>その他次に掲げる費用</u> に相当する <u>費用とし</u> て教育長が定めるものの支給を受けた場合は、支 給しない。	
$(1) \sim (5)$ (略)	$(1) \sim (5)$ (略)	
附則	附 則 <u>(施行時期)</u> <u>1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u>	
	2 この規則による改正後の福岡市児童生徒等就学援助規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る援助について適用し、同日前の申請に係る援助については、なお従前の例による。	

福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

就学援助の援助費の支給と同趣旨の公的給付について、併給調整を行うため、福岡市 児童生徒等就学援助規則の一部を改正する必要があるため改正を行うもの。

2 改正の内容

援助の費用において、生活保護法第13条の規定による教育扶助その他福岡市児童生徒等就学援助規則第5条に掲げる費用に相当する費用として教育長が定めるものの支給を受けた場合は支給を行わないものとする。

3 施行期日

令和5年8月1日